

平成 22 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 細 矢 宗 良 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 隆 一
市民福祉部長	木 内 利 雄	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一
消 防 長	下 居 和 夫	会 計 管 理 者	森 鉄 也
総務部総務課長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	須 藤 金 悦	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
子育て長寿支援課長	齋 藤 美 枝 子	農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎
観 光 課 長	武 藤 一 男	産 業 建 設 部 管 理 課 長	渡 辺 講
建 設 課 長	佐 藤 正	学 校 教 育 課 長	佐 藤 清 和
文化財保護課長	金 道 博	仁 賀 保 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	伊 藤 秀 一
消防広域化対策担当課長	相 庭 信 幸		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第3号

平成22年12月14日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号と同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

なお、池田甚一議員より早退届が出ております。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、6番伊藤知議員の一般質問を許します。6番伊藤知議員。

【6番（伊藤知君）登壇】

●6番（伊藤知君） おはようございます。

最初に訂正をお願いいたします。一つは私の間違いでございませぬので強く言いますが、一般質問の状況の一覧の中で、私は、市民税の条例「制定」とは書いていませぬので「改定」という形に直していただきたいと思ひます。

それから、人の間違いを指摘したら自分の間違いも直すということで、一般質問の通告書の中に2ページ目の中央、下から14行目、パーキングエリアの設置及び「県連道路」となっていますが「関連道路」に訂正をお願いいたします。

それでは、市民税条例改定について一般質問を行います。

リーマンショックによる景気の低迷が徐々に解消されつつありますが、まだまだ予断を許せる状況にはありません。不景気は急激に訪れ、好景気はゆっくりゆっくりやってきます。百年に一度と言われるこの不景気は、今後なるとき再度起こるかわからない状況にあると思われまふ。100年ではなく10年、あるいは5年後かもしれませぬ。円高等も進み、日本全体が経済大国と言われたのは遠い昔話になるでしょう。当地区は企業業種が電子部品一局集中型であり、この業種の業績いかんで当地域の景気が左右されまふ。今回のリーマンショックによる景気低迷により企業法人が休業に至った状況があると聞いています。当市は、にかほ市税条例の中で法人に対し所得割と均等割で

算出し課税しております。所得割は企業の売り上げ低下により変動するものの、均等割は業績に関係なく課税されます。法人税の均等割は、資本金等の額が 1,000 万円以下で従業者数の合計数が 50 人以下のもの年額 5 万円、資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち従業者数の合計数が 50 人を超えるもの年額 12 万円、資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち従業者数の合計数が 50 人以下であるもの年額 13 万円等々で、最高で資本金等の額が 50 億円を超え従業者数の合計が 50 人を超えるもの年額 300 万円と 9 段階に区切られ課税されるように制定されています。この均等割課税は、休業しようとも当市の税条例において納税義務が発生するものです。休業に至っている事業主には非常に厳しく、苦しい判断で休業に至っています。

そこで提案であります。市民税の減免第 51 条、市長は次の各号のいずれかに該当するもののうち市長において必要があると認めたものに対し市民税を減免する。その一つ目として、生活保護法の規定による保護を受ける者。二つ目、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難になった者、またこれに準ずると認められる者。三つ目、学生及び生徒。四つ目、広域社団法人及び広域財団法人。五つ目、地方自治法第 206 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体。六つ目、前各号に掲げる者以外の者で特別の理由がある者は申請書を提出し減免を受けることができるものとなっております。そこで、法人市民税均等割の減免を第 51 号第 1 項に明記することを提案いたします。休業中の法人、あるいは清算中の法人に関しては、法人市民税均等割分の減免を申請により減免できる条例改定を提案いたしますが、いかがかお伺いいたします。

次に、陳情・請願についてでございます。市民の権利である陳情・請願の取り扱いにおいてお伺いいたします。

この陳情・請願については、にかほ市の市民より提出された請願・陳情でありますので、他団体とは違います。にかほ市合併後、市民、市民団体より提出された陳情は 1 件、請願は 3 件と記憶をしております。陳情 1 件は平成 22 年 3 月 25 日提出され、同年 9 月 22 日本会議において採択された日本海沿岸東北自動車道象潟仁賀保道路の金浦インターチェンジ（仮称）周辺に、一般道と連結した地元農産物などの特産品等の販売施設及び情報発信施設などを併設したパーキングエリアの設置及び関連道路等の整備についてであります。請願は平成 18 年 8 月 24 日提出、同年 12 月 22 日本会議で採択、市道（546）水岡・横岡線の新設改良及び防雪柵設置に関する請願書、平成 21 年 2 月 17 日提出、同年 6 月 25 日本会議採択された中山 3 号線の拡幅改良について早期着工を求める請願書、平成 21 年 5 月 21 日提出、同年 9 月 18 日本会議不採択、「にかほ市象潟郷土資料館」を「奥の細道象潟芭蕉記念館」と暫定的な衣替えに関する請願書等々であります。以上の請願・陳情に関して現在の進捗状況をお伺いいたします。当然、不採択のものは必要ございません。

また、この請願・陳情は、市民、団体が必要と考え、議会に陳情・請願を提出したもので、そして議会もそれを採択したものであります。請願・陳情の市政が取り組むスタンスをどのように考えておられるかもあわせてお伺いいたします。中でも日本海沿岸東北自動車道象潟仁賀保道路の金浦インターチェンジ（仮称）周辺に、一般道と直結した地元農産物などの特産品等の販売施設及び情報発信施設などを併設したパーキングエリアの設置及び関連道路等の整備についての陳情の本文中に、パーキングエリア、サービスエリア施設の必要性がうたわれています。西に日本海、東に霊峰鳥海

山、観光スポットが一望できるこの地域にパーキングエリア、またはサービスエリアがあれば、このすばらしい眺望をゆっくりと堪能できるはずであります。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、いじめ対策についてでございます。

現在の市内小・中学校におけるいじめ等の問題は発生していないかお伺いいたします。

本年 10 月、大館の中学 3 年生が自殺した事件が発生し、先般、保護者が市教育委員会に原因の再調査を要請したようであります。保護者はいじめが自殺の原因になったのではと疑念があったことによる再調査依頼と思われれます。

当市では教育委員会、または学校職員に、いじめに対する対応策、連絡、報告等のマニュアル等は作成されていますか。作成されてあれば内容をお伺いいたします。なければ、今後整備する予定はあるか、未然に自殺を防ぐことが教育委員会、教師、そして保護者でありますので、重要なことと思われれますので、悲惨な結果にならない政策をお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。きょうの一般質問もよろしくお伺いいたします。

それでは、伊藤議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、市税の条例の改定についてでございます。

始めに、御承知かと思いますが、均等割の意義についてであります。市町村民税の均等割は、市町村内に住所または事務所や事業所を有することによって当該市町村の行政上の各種施策から種々の利益を享受しているという考えから、そのために要する経費の一部をこれら企業等から負担していただくという趣旨のもとで設けられているものであります。

そこで、御質問の趣旨であります。休業中の法人、清算中の法人に関する法人市民税均等割の減免については、現行のかほ市税条例第 51 条第 1 項第 6 号及び施行規則第 2 条の別表 1 の規定によって減免申請することができますし、また、必要と認められる場合には減免を受けることができるようになっております。このことから、御提案のように改めて条文に明記する必要は私はないと思っております。税の減免を要する事情はさまざまであり、条文に明記することによって弾力的な運営ができなくなるというような場合も考えられるところであります。むしろ第 6 号のように「前各号以外のもので特別の事由のある者」という規定のほうが、さまざまなケースに、より幅広く弾力的に対応ができるのではないかと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ます。

次に、陳情・請願についてでございます。

最初に、現在の進捗状況についてであります。市道水岡・横岡線の新設改良及び防雪柵設置に関する請願ですが、道路改良工事については平成 20 年度に測量設計を、平成 21 年度には詳細設計と用地買収を行い、一部工事に着手して今現在工事は完成しております。また、防雪さくの設置については平成 23 年度に防雪さくの基礎を決めるための土質調査と設計を行う予定で、設置工事は平成 24 年度以降を計画しているところであります。

次に、中山 3 号線の拡幅改良についての早期着工を求める請願についてであります。本市の道路

改良事業については、御承知のように合併協議事項でもある旧町間を結ぶ幹線道路の整備を最優先、次に集落と集落を結ぶ幹線道路の整備といったように、客観的な費用対効果を勘案して優先順位をつけながら整備を行っているところであります。中山3号線については、旧町時代から地域要望されている路線であります。現在の利用状況を見ますと、ほとんどが山林等を管理している所有者等に限定されておりまして、道路事情もありますけれども一般の方の交通量は少ない状況にあります。また、さきに申し上げましたように、まずは幹線道路の整備に力を入れて、その後は残る整備計画路線についても優先順位をつけて整備をしていくこととしております。仮に早い段階で中山3号線周辺に新たな周辺の土地利用が具体化してきた場合などにおいては、それとあわせて整備も行うことも考えられますけれども、当分は現状の道路で維持管理を行ってまいりたいと思っております。

次に、日沿道金浦インターチェンジ（仮称）周辺に一般道と直結した販売施設や情報発信施設を併設したパーキングエリアなどの整備についてでございます。さきの議会において陳情採択されて早々に、副市長と産業建設部長などが設置の可能性について秋田河川国道事務所から伺っております。そこで陳情内容から予想される箇所については、金浦インターチェンジの出口の合流部と国道7号との間隔が約200メートルと近いために、コース安全上、あるいは道路構造上、この間に駐車場等への出入り口を設置することは問題があるということでありました。また、金浦インターチェンジ周辺にパーキングエリア等の設置については、西目パーキングエリアまで13キロメートル程度しかなく距離が短いため、象潟インターチェンジまでの間にパーキングエリアの整備などは計画していないということでもあります。そして一つの基準であります。パーキングエリアなどを設置する場合には、インターチェンジから2キロメートル以上離すという基準もでございます。そして道の駅として仮に駐車場やトイレ等の設置を一体型として国土交通省が整備することは、既存の道の駅と近いためにハードルが高く、道の駅さかたの今後のあり方も含めて市が検討しなければならない課題と言われてきております。ということは、具体的に近いところに道の駅二つはできない。ですから、新しいものをつくるのだとすれば今のものをなくすという考え方と受けとめております。また、金浦インターチェンジ付近の現国道7号に出入り口を設置する場合にあっても、要するに日沿道から取りつけはしませんけれども旧7号からだけ取りつけをして、そういうパーキングエリア的なものを設置する場合は、例えば今の国道7号から金浦インターチェンジ、日沿道に通じるインターチェンジに入るわけですが、国道7号部分に付加車線をつけなければならない。そういう関係で相当距離をインターチェンジの出入り口から離れた形でなければならないというふうなお話も伺っております。このようなことで、金浦インターチェンジ周辺に販売施設や情報発信施設などを併設したパーキングエリアを整備することは、大変難しい状況にあると考えております。金浦インターチェンジ周辺に直売所等の整備については、今年3月の定例会で佐々木弘志議員の一般質問にもお答えしておりますが、ねむの丘の物産センターなどは、それぞれ地元の皆さんをはじめ観光客から利用され、安定した経営を確保するために努力している現状でございます。こうした中で新たな場所に競合するような施設をつくることは、私は今でも得策でないと、そのように考えております。

一方、日沿道が山形県側に将来つながることにより、施設への立ち寄り、要するに現在の道の駅等への立ち入れは少なくなる、経営上大きな影響を与えることは他の施設を見ても例外ではないと思っております。しかし、インターチェンジの立地条件など、要するに象潟インターチェンジ、金浦インターチェンジ、仁賀保インターチェンジと大体5キロメートル間隔ぐらいにインターチェンジがありますから、こうした特性を利用しながら通過交通の立ち寄りや近隣市町村から誘客できるような新たな顔と新たな魅力を兼ね備えた規模の大きな直売施設などの整備は必要ではないかと考えております。そのためには駐車場などが整備されている道の駅に集約することが私は得策であると考えておりますので、現在その検討に入っているところであります。

また、市では引き続き県境部分が速やかに整備区間に昇格されるよう、山形・秋田県境区間建設期成同盟会を核として、国や国会議員など関係機関に強く要望してまいりますが、その中でにかほ市内へのパーキングエリアなどの併設もあわせて要望してまいりたいと思っております。

次に、趣旨へのスタンスについてであります。

市民の皆さんが直接市議会に要望できる制度として請願・陳情がありますが、こうした請願などは市民の意見や要望を市政に反映させる意図を持っていることは十分認識しております。請願・陳情は、市民の権利でもありますし、また意思でもありますので、それが議会で採択になれば、市民の負託を受けた市長としては真摯に受けとめて市政への反映に努力していかねなければならないと、そのように考えております。しかし、陳情・請願が採択されたといつて、すべてを実現していくことは大変難しいものがございます。これからさらに財政環境も厳しくなるものと私は思っております。したがって、引き続き真に必要な施策を軸にしながらか選択と集中を行い、限られた財源の中で効果が発揮できるように取り組んでまいりたいと思っております。

他については教育長がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

●教育長（渡辺徹君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

いじめ対策についてでございます。現在、市内小・中学校にいじめの問題は発生していないか、また、教育委員会、または学校職員にいじめに対する対応策、連絡、報告等のマニュアル等の作成はなされているのかと、こういうことでございました。

最初に、いじめについて教育委員会としての基本的な考えを述べたいと思います。

子供たちの学校生活の中では、日常的にトラブルはあるものです。そういうふうなトラブルを克服しながら子供たちは成長していくのであります。こういうトラブルは大人の世界でもあります。したがって、子供たちがそのようなトラブルを自分たちの力で上手に解決して、乗り越えていく力をつけないと、将来社会に出たときにトラブルを解決できずに会社をやめてしまったり、あるいは他人を傷つけてしまったりなどの好ましくない結果を招きかねないのであります。このようなトラブルについては、教師が素早く情報をつかんで適切な支援をしながら子供たちの力で問題を解決させて困難を乗り越える力をつけさせたい、しかし、これがいじめに発展した場合、つまり、自分よりも弱者に一方的に攻撃を加えて、そして深刻な苦痛を相手を感じていると、こういうふうな状況になったと判断した場合には、すぐに教師が毅然とした態度で介入して、教師主導で解決してや

らなければならない、このことを基本理念として各学校へも徹底して対応したいと考えております。

現在、市内の小・中学校においていじめ等の問題が発生しているという報告は受けておりませんが、いじめは日常的に起こり得ることから、アンテナを高くしておく必要があると考えております。

いじめ対応について最も重要なことは、早期発見・早期対応であります。早期発見については、まず日ごろから教師間で緊密な情報交換をし、早期発見に努めること。定期的にいじめに関するアンケートを各学校で実施すること。そして、児童生徒を語る会、これを開催して、児童生徒の人間関係などを把握しておくこと。スクールカウンセラーを含む教育相談等を実施して情報を収集すること。なお、いじめ問題や不登校の発見と予防対策として、市の教育委員会では「楽しい学校生活を送るためのアンケート」、これを年2回実施してございます。

早期対応についてであります。問題が発生した際には、担任だけに任せるのではなくて、校長を中心に学校全体で組織的に対応すること。さらに、事実関係の究明に当たっては、多方面から正確に迅速に情報収集を行うこと。そして、速やかに教育委員会や保護者に報告し、連携を図って対応すること。必要に応じて他機関との連携、協力を行うこと。このような対応をすることを学校と確認しているところでございます。

教育委員会では、各校にいじめを許さない学校づくりのため、さまざまな情報や資料を提供するなどしながら指導を行っているところであります。また、各校におけるいじめ問題の状況については、年2回学校訪問をやっておりますので、その学校訪問の際や、あるいはアンケート調査の結果を受けて把握するように努めているところであります。

さらに、いじめを含む問題行動の報告があったようなときには、保護者や子供への対応を適切に行うように学校へ支援をしております。

なお、いじめにおけるマニュアルの整備という点では、各校において児童生徒の事故や、あるいは自然災害とか不審者への対応等に比べて、まだ不十分な点が見られますので、このことからさきに述べた早期発見・早期対応のあり方をまとめて、マニュアル化の検討をして、自殺等の未然防止につなげたいと、そういうように考えております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 最初に、税改定に関して再質問をさせていただきます。各事業主が法人にするというのは、いろんな企業と付き合うためには個人事業では対応できないと。信用性の問題、あるいは口座を開く関係上、どうしても法人にシなくちゃいけないと。法人設立の条件も変わって、1円でもまず法人になることができるということで、法人になる企業が最近多くなっています。ただしその面、逆に法人になったことで今回のような不景気の場合には、やはり大変苦しい状況にもなるという中で、にかほ市は県内でも有名な工業都市ということで言われているわけですがけれども、しかしその中で、やはりこの工業都市でありながら企業を守る策というのは、ちょっと薄いのではないのかなと、いろいろと追加の保証関係の融資の条例もつくっていただきましたけれども、休業になった場合のその保証関係を手厚くしたいと。確かに市長の言っているとおりの、その条例の

中で解釈の仕方では減免という形はできるわけですが、やはり一般の市民がすぐ見てわかるように私は条例に付記するべきだと思います。秋田県内では、まだそのような付記している自治体はございませんが、岐阜県岐阜市のほうでは、しっかりと法人、休業した場合には減免しますよと、あるいは清算中には減免しますよというような形の条例を制定されています。やはりこの地域に合った条例をつくるのであれば、誰が見てもすぐわかるように条例に付記するものが正しいと思います。その6の市長が認めるというようなことは確かにあるわけですが、それがその、ややもすれば、こっちは許可するけどそっちはできないよと、A社は減免しますがB社はできないよというようなことが、もしかするとあり得ない話ではないと思います。例えば前回——この前聞いた話ですと、由利本荘市のほうである企業、やはり同じような条例です。6番目に市長が認めたものとは、特別なものは減免するというのが項目があって、その申請の仕方、やはり休業したときに減免をします。ただその同じような申請をしたんだけど減免できなかったという事例があったようでございます。やはり私に来た企業の方も市役所に行ったんだけど、そういうのは対応ならないよと言われたってことです。やはり市民が見えるような条例にするべきと思いますが、市長のお考えを再度伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 企業に対する支援というのは、いろいろやっているわけです。県の資金の保証料、これ140万円を限度にして保証料も補助をしております。マルにについてもそれなりの保証料の保持と利子補給もやっているわけですね。ただ、この休業に対するという形のもの、先ほどもお答えしたようにさまざまなケースがあると思います。それを一つ一つ条例の中には、逆に言うと盛り込めないと思います。ですから、むしろ先ほどお答えしたように、市長が認めるものということになりますが、ただ、職員が代わることによってその認めるものが変わっていくようであれば具合が悪いので、それについてはしっかりとマニュアルとか内規をつくってですね対応していきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） この市税に関しては、例えば企業を誘致する場合も、きのう同僚の奥山収三議員もお話していましたが、何か魅力がある。このにかほ市に企業を誘致することによって魅力があるんだよということをうたうのであれば、当然この項目を入れて、こういうこともありまよと、もしにかほ市に誘致企業を誘致してきたんだけど、この景気によってどうしても休業せざるを得ないと。しかし、にかほ市のこういう休業したときには減免措置ができるんだよということをうたうことによって、企業誘致がもっと増える可能性がないとは言えないと思うんですよ。そこら辺も考えた上で、簡単にその休業、あるいは清算中の法人に関しては、均等割分を減免しますよという項目を、一項目だけ足すことによって企業誘致の魅力にもなると思うんですけど、もう一度答弁をお願いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） それは考え方もいろいろあると思いますけれども、条例にそのことを盛り込んだから企業誘致ということは、今、企業を一生懸命呼ぼうとしている中で、休業の話って適当な

のかどうかちょっとわかりませんが、そういうことではなくて、先ほど申し上げましたように、だとすれば内規のほうでこういう形になっていますよというものは、お話しはできると思うんですよ。だけれども、条例に一つ一つ上げて、これから漏れる部分も必ずありますよね、いろいろ検討した段階で。ですから、私は今の形の中で運用の形を内規などをしっかり整備してですね取り組んだほうが、むしろ弾力性があるよいいのではないかなと、こう考えています。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 次に陳情・請願についてのほうにいきたいと思います。市長のほうからるる説明があったわけですが、例えばこの請願・陳情をしてきた団体、市民に対して、その経過の報告というのは時間を設けて報告等をしているものでしょうか、お伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 早い話といえば、9月定例会に陳情採択になった件については、陳情者であった方に国土交通省でのお話は伝えてあります。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 先ほど市長が金浦象潟間のところにサービスエリア、あるいはパーキングエリアをつくれないと、西目もあるのでというお話がありましたけれども、実際に我々今、秋田と山形の県境を一生懸命早く高速道路をつくろうよと、いろいろと期成同盟等もつくってやっているわけですが、長い目で見ると、先ほど言ったように日本海があって鳥海山があって非常に景色のいいところ、そこでやはり立ち止まって景色を見てもらうということが必要だと思うんです。そうしたときに、今まだ決定されていない県境部分に、我々にかほ市にパーキング、あるいはサービスエリアを、市として、我々議員としても要望するというような形を持っていかないと、例えば今の市民からの請願を受けて、これは必要性があるのだと理解するのであれば、金浦のインターチェンジじゃなくて、もっとこっちに持って行きましょうよというような形でその請願を出してきた、陳情を出してきた団体に、またあるいはこういう形でいきませんかという話を市長もすべきだと思うんですが、そこら辺の例えば、ちょっと逸脱するかもしれませんが、象潟遊佐間のインターチェンジの間にサービスエリア、あるいはパーキングエリアを今後、県・国に要望していく意思はございますか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 先ほどのお答えの中でお話しておりますが、これから県境部分の整備実現に向けて、さらに頑張っていかなければなりません、にかほ市内にパーキングエリアをつくらせていただきたいという要望は行っていきたく思いますし、秋田河川国道事務所長のほうには、そうした形では口頭ではお話ししてあります。これから具体的に文書をもって秋田、あるいは仙台のほうに行きたいと思っております。そのほかに、今、私が国のほうに要望しているのは、象潟インターから例えば遊佐インターまでの距離が結構長いものですから、小砂川周辺で乗り入れできるような形もつくってほしいというふうなことは今現段階では口頭では要望しております。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） 旧金浦町時代に、前は仁賀保と象潟しかインターがないということで旧金浦

町時代に行政の人たちがいろいろと出向いて行って、いろいろな話をして金浦のインターチェンジができることになりました。やはりこれから県境をつくる上では、まだ決まっていない上で、一生懸命お願いに行くと。今度は我々が県・国に陳情・請願を出していくという形で努力していく必要がありますし、これからの観光と考えるのであれば、一番重要なことだと思います。そこら辺を含めて今後とも要望活動をしていただきたいと思いますし、ものをつくるのは人なわけですから、決めるのも人ですから、我々が一生懸命、行政も含めて要望することによって、よりよいかほ市がつくれると思いますので、ひとつ御努力を希望します。

それでは、いじめ関係ですけれども、にかほ市内の学校にはいじめがないと、非常に安心をいたしました。しかしながら、そのまだマニュアルがないということで、早期整備をお願いするわけですけれども、例えば、ほとんどの今、いろんないじめ、あるいは自殺に関して、必ず報道のほうには教育委員会の出てきます。出てくるわけですけれども、対応が著しく悪い。というのは、そういうのは、やはりそういうマニュアルもなしにどう対応したらいいかわからないというのが正直なところだと思います。しかしながら、今までいろんな事例があるわけですから、その事例を引っ張ってきてマニュアルをつくと。報道陣に対するマニュアルもそうですし、当然一番大切なのは保護者、あるいは市民に対する対応だと思いますけれども、このマニュアルについてはどのくらいの期間でつくる考えでいらっしゃいますか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

●教育長（渡辺徹君） 先ほどお話しましたが、早期発見・早期対応、こういうものを核にしながら、私は今年度中にできればと思っています。来年度に間に合わせることができればなど、そんなように考えています。

ただ、学校にはですね、マニュアルはないんですが、今までのそのノウハウがありますので、それをもとにして今、学校は動いているんですよ。それにそのバックボーンとなるようなそのマニュアルをさらにつけてやるというようなことで、さらに一層その充実したものになるのではないかと私は思っております。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） ノウハウ、マニュアルはないけどノウハウがあると、経験があると。それはどこの企業でも同じことです。企業でも経験者がいてもしっかりとした作業の要点、作業の標準化等をつくって初めてその仕事というものが成り立っていくと。それは教育関係でも同じだと思います。であれば、なおさらそういうノウハウがあるのであれば、マニュアルというものを早目につけていただきたい。教育長が言ったように、来年度から使えるような形にしていきたいと思えます。

ただその、先ほどの教育長の答弁の中で、日常のトラブルはつきものだと。それは私もPTA活動をしてきて十分理解しますけれども、ではそのトラブルといじめの線引きというのはどこにあるのか、教師それぞれ違うわけですよ、対応の仕方が。そこら辺を、じゃあ教育長はそのトラブルといじめというのの境目というのはどこだと考えておりますか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

●教育長（渡辺徹君） 先ほどお話したんですが、トラブルからいじめに発展するというその状況ですよね。そのいじめに発展するについては、いわゆるその自分より弱い者に一方的に攻撃を加えて、その相手がやはり精神的な苦痛を感じていると、そういう状況を教師が把握したときには、そうすぐに教師が出て、いじめとして対応していくと。今やはり、そのいじめに発展しやすいケースはインターネットにもあるんですよね。インターネットを引き金にしていじめに発展するケースがやはり多くあります。ですから、そういういじめに発展するようなケースを、やはりそういうようなところからチェックして、これが出てきたときにはすぐこれは削除するとか、それにはすぐ対応するとか、こんなふうにしていじめに発展しないようにまずやるのが大事だと思います。そしていじめに発展した場合には、先ほどのその対応ということでお話したようなことでやっていきたいなど、そのように思っております。

●議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

●6番（伊藤知君） また、ちょっと突くようで申し訳ないんですけども、日常のトラブルはつきもので、子供たちは自分たちで乗り越えて社会に出たときの力をつけるんだというお話がありました。しかし、今、子供たちが自殺が多いというのは、自分たちに乗り越える力がまだ不足しているからだと思います。じゃあそれを誰がサポートするのか。それは親であって、学校側の教師であって、そういうことを考えていかないと、この子供たちが自殺するというのは減らないと思います。教育長自体がそういう乗り越えるんだと、そういう力をつけるために、トラブルはしょうがないんだという考えは、私は確かに言っていることもわかるんですけども、その考えを少し改める必要があると思います。時代が流れているのですから、とまっていないので、そこらを考えてときに、本当にこの乗り越える力をつけるんだと、トラブルはあるもんだという解釈でよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

●教育長（渡辺徹君） トラブルをいっぱい起こせと言っているんじゃないですよ。トラブルは当然子供たちの中には、日常的にいろんな人間関係とかでトラブルあるんですよ。やはりそれは自分たちの力で乗り越えなきゃならないんですが、先ほど私が話をしたように、そのトラブルに対しては教師が素早く情報をつかんで、適切な支援をしながら子供たちの力で問題を解決させて困難を乗り越えさせる力をつけさせたいと、これさっき話したんですよ。つまり、例えばそういうトラブルがあった場合には、教師が先になってその話し合いの場を設定してやるとか、そういうふうにして自分たちの力で話し合いをして、そして乗り越えていくと。教師はそのサポートをしていくと、それがそのトラブルの解決のための方法なんですよ。ただ、いじめに達した場合には、これは教師主導でやりましょうということです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで6番伊藤知議員の一般質問を終わります。

所用のため、10時55分まで休憩といたします。

午前10時46分 休憩

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番村上次郎議員の一般質問を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

●12番（村上次郎君） 質問に入る前に、通告書の2枚目ですが、年数がちょっとずれたところがあるようなので訂正してから質問したいと思います。消防の広域化のところの1行目ですが、2006年消防組織法が改正、その後「08年」となっていますが、これ「07年」からのようですので、そこ訂正してから質問したいと思います。

質問は大きく4項目にわたります。

最初はTPPの問題ですが、これには参加をしないで、そしてさらに農業の支援をしていくべきでないかと、そういう点で質問をします。

御承知のように本年産米への概算金、こまちで9,000円、ひとめぼれ8,500円ということで、昨年より3,300円ほど下がったと。こういうことで多くの農家の方々はショックを受けていました。しかし、一部の地域を除いては、さらに収量も減った、品質も悪化したというので、これでは農家は仕事を続けられないというような状態になっていました。そのようなときに民主党菅首相は、TPP（環太平洋連携協定）への参加協議を開始するとしました。

TPPに参加すれば例外品目なし、つまりすべてのものに対する関税を撤廃するということになって、日本の農水産業は壊滅すると見られています。農水省の試算では、TPPに参加し何らかの対策を講じなければ、米など主要19品目の自由化は日本の実質GDP（国内総生産）を1.6%、7兆9,000億円ほど押し下げると、このようにしています。米の場合は国産米のほとんどが外国産に置きかわって、新潟コシヒカリ有機米といった有名ブランドなどの米、生産量の約10%ほどのみが残る、そして食糧自給率は40%から14%程度に下がり、就業機会の減少数は340万人程度になり、壊滅状態になるとしています。当然にかほ市の農水産業、関連事業、地域経済等にも多大な悪影響があると思います。このことからJA全国農業協同組合中央会、JAしんせい、東北市長会、全国町村会、農業委員会などが反対をしています。また、秋田県議会など各自治体からも反対の決議、意見書が上げられています。

その一方では、一般新聞などやテレビなどでは、TPP参加に乗りおくれるなという菅内閣の推進の立場に立った論調が多く、日本の農業や食糧自給率、さらには国土保安・安全、産業構造がどのような影響を受けるのかなどについては、ほとんど報道していません。このようなマスコミの報道については疑問を感じます。こうした状況なので、TPPに参加すればどうなるのかという国民の立場に立った実情把握と見通しをしっかりと持たなければならない、そういうふうに思っ一つ目の質問に入ります。菅内閣はTPPに協議し参加して、開国すると言っています。また、前原誠二外相は、日本のGDPにおける第1次産業の割合は1.5%だと。1.5%を守るために98.5%のかなりの部分が犠牲になっていると言っています。このようなことについては、どのように考えているでしょうか。

二つ目の東北市長会ですが、東北市長会ではT P P参加には懸念しているということで、各議員等に運動をしています。このことは大変国民の立場に、農家の立場に立ってよかったなというふうに思っていますが、もし要請——直接要請には市長としては参加していないかもしれませんが、要請の内容、要請先、反応などがわかりましたら答弁を願いたいというふうに思います。また、この願っていることが実現するためには、今後の運動をどのようにしたらいいと考えているか、この点についてもお尋ねします。

三つ目ですが、米価の件についてです。政府の米農業政策について、にかほ市の人が朝日新聞に投書しておりました。11月19日の朝日新聞の声欄だったと思いますが、秋田県にかほ市の37歳の須田さんという方です。テーマは「適正価格で稲作農家を守って」ということです。内容は、このようになっています。「我が家は代々続く稲作農家だ。私は農業を継ごうと決意し、父から作業を一から教えてもらっている。しかし、ことしは記録的な猛暑で稲が順調に育たず、米の収量が格段に落ちた。あわせて大幅な米価の下落。私は大学進学で上京し、都内で就職もしたが、家業のことを考え13年前にUターンした。この間、周りの若い世代が農業を継ごうとする動きは見えてこない。毎年のように続く米価の下落により農業収入は減り続け、一方で農業機械は老朽化により買いかえねばならず、残るのは多大な労苦と借金であることを知っているからだ。転作をしようとしても新しく機械を導入しなければならないが、戸別農家にはそういう経営体力は残っていない。結局は大規模農家が残る、作付面積4.4ヘクタールの我が家をはじめ中小規模農家は淘汰されるというのが国のもくろみだろう。しかし、このような状態が続けば破綻する稲作農家が増え、集落が築いてきた伝統文化は、いずれ衰退していくであろう。作物の適正価格は、後継者を定着させ、農村を守っていくことにつながる。」このような投書がありました。そこで関連しますが、差し当たって問題というのが米価下落、減収対策として、県や他の市町村も農家に対して各種の支援をしています。議会初日、市長の市政報告では農協の支援資金の利子助成というのを挙げていますが、市としてはさらなる支援策を講ずるべきだと思います。どんな対策を検討し、実施しようとしているかお尋ねします。

二つ目は、住宅リフォーム支援事業の継続についてのことです。県が始めた住宅リフォーム助成制度は、いろいろ新聞等にもありますが、10月29日現在1万1,697件、16億4,700万円の補助で工事費総額が252億2,500万円、県内経済への波及効果は396億円と推計され、大きな効果を上げています。にかほ市でも11月16日現在354件、工事金額7億9,000万円を超えており、関係業者は84業者にもなっています。そこで、最近の市における住宅リフォーム支援事業の業者や利用者の内容、反応、どうなっているのでしょうか。実例として工事費の低いところ、中くらいのところ、高いほうではどのようになっているか説明を求めます。

二つ目ですが、市の建設業界からもこの制度の継続が要望されていました。市としても継続するようになりたいと思いますが、どうでしょうか。最近の報道によると、県は住宅リフォーム支援事業を来年度も継続する考えを明らかにしたとされています。この制度について県の動向を確認しながらあわせてお尋ねします。その際、現在とっている市の工事費5%、最大金額、限度額、この改善等は検討されているかどうかについてもお尋ねします。

三つ目の消防の広域化は慎重にということですので質問します。これまでの自民党政治、そして民主党の政治の流れは、国民負担を増やし、国の支出をできるだけ抑えるというものでした。こういう動きの中で、この消防の広域化も見ていくという必要があるのではないかと思います。総務省消防庁は2000年（平成12年）に消防庁告示1号で消防力の基準を全面的に変えて、救急自動車以外の項目では算定方法を緩和したり、「地域における諸事情を勘案した数」という表現を条文内に多く入れるなど、算定方法に柔軟性を持たせ国の基準をあいまいにしました。さらに、05年（平成17年）消防庁告示第9号で、消防力の基準の一部が改正されました。「消防力の基準」としていたのを「消防力の整備指針」に改め、消防力を弱める方向に進んできています。こういう流れの中で2006年（平成18年）に消防組織法が改正され、07年（平成19年）から各都道府県において消防広域化推進計画が策定され、12年（平成24年）までをめどに広域化実現に向けて取り組まれてはいます。この県の消防広域化推進計画を受けて、由利本荘市とにかほ市も協議会を開いています。広域化は、都市部などでは市民の安心・安全のために、より効率的になるということは考えられます。そういうところもあると思います。しかし、広域化の目標規模は30万人など、この地域では実情に合わないというふうに思いますが、どうでしょうか。県内の消防広域化への協議会の現状はどうでしょうか。

また、本年3月に示された消防の広域化を踏まえた消防のあり方検討会の報告書では、広域化した消防本部の姿の項目で、広域化のメリットとして次の5項目が報告されております。一つ目は、出動区域の見直しにより現場到着時間が短縮された。二つ目、保有車両の増加により効率的な運用が可能になった。三つ目、本部機能や通信指令業務の統合により現場職員の増員、各種研修への派遣等を容易にすることができた。四つ目、消防施設整備の計画的な整備ができるようになった。五つ目、高度な車両の導入などができるようになった、などを挙げています。このように地域それぞれの条件があってメリットが出ることは推察できます。由利本荘市との広域化で、このようなメリットが考えられるかどうかお尋ねします。また、その地域によって必要に応じて自発的な広域化へ向かうことはいいと思いますが、由利本荘市との広域化には慎重であるべきと思いますが、どうでしょうか。

最後の4点目ですが、高齢者の無料入浴日を増やせないかどうかということですが。現在、70歳以上の月2回、木曜日、このときには無料入浴日となっています。これは大変高齢者に喜ばれ評判もいいです。かつては月3回の時期もあったわけですが、高齢者の方々から月3回に増やしてもらえればいいなという声が多く聞かれます。月にもう1回増やしても、財政負担面ではそんなに多くないと思われます。今後、高齢者の無料入浴日を月2回から3回に増やせれば、高齢者の健康づくり、交流にも一層の効果があると思われます。高齢者の無料入浴日月1回の増を検討し、実現するようにできないかどうかお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、村上議員の御質問にお答えをいたします。

最初にT P P（環太平洋経済連携協定）についてでございます。

始めに、日本農業の現状でございますが、農家数の割合は、専業農家 23%、兼業農家 77%、秋田県では専業農家が 14%、兼業農家が 86%となっております。また、所得に関しては農家所得に占める農業所得の割合が 50%以上の主業農家は 21%で、副業を含めて 79%は農外所得が主という状況にあります。このことから、日本農業は農業以外の産業と密接な関係のもとで営農活動を行っていることとなります。にかほ市においても農業収入と他産業の兼業収入により家計が維持され、農業と製造業など双方のバランスにより地域経済が成り立っている現状でございます。

T P P は御承知のように関税撤廃の例外を認めない自由貿易協定でございますので、参加した場合には食料安全保障のために現在高い関税を維持してきた米などは安い輸入品と競合することになります。したがって、米づくりなど第 1 次産業を基幹産業とする当地域においては壊滅的な影響を受けることになりかねないと考えております。

農業・農村は国民の命に直結する食料の供給、さらには良質な水や空気を生み、また、多様な生物をはぐくみながら国土保全など多面的な機能を発揮して、そして等しく国民がその恩恵を受けているものでありますので、単に数字で判断できるものではないと考えております。また、国民の食料安全保障を担保として安全・安心な食料の安定供給とあわせ農林漁業が果たしている地域社会の形成、あるいは経済活動の安定を確保することは、国の大きな責務であると、そのように考えております。

次に、東北市長会の要請と今後の運動についてであります。東北市長会では関税撤廃を原則とする T P P 参加は、国内農業に壊滅的な打撃を与えるとして、民主党東北議員団をはじめ各政党の代表に直接面会し、参加に対して反対の意思を表明しております。また、参加を検討するのであれば、具体的な対応策を示して、時間をかけて慎重に検討することを申し入れております。この要望活動等については、会長が仙台市長でありまして、仙台市長をはじめ役員の方々が陳情活動を行っております。

国では高いレベルの経済提携の推進と我が国の食糧自給率の向上や国内農村振興等を両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるとして、農業構造改革推進本部を設置し、基本方針を決定するとしております。今後、それらの内容を検討もしていかなければなりません。日本農業の将来像、日本の農業をどうするかという将来像を示さないままに T P P 参加は、私としても反対であります。これからも関係機関と連携しながら慎重な対応を県選出の国会議員等に要望してまいりたいと思っておりますし、これまでも要望してまいりました。11 月 30 日には東京でありましたけれども県選出の国会議員と県内の市町村長等が懇談しておりますが、この際にもこうしたことを私も申し上げたところであります。

次に、米価下落対策についてであります。市政報告でも申し上げましたが、春先の低温や出穂期の日照不足、あるいは猛暑など今年の異常気象により水稻を主体とした農産物が大きく減少し、また、品質も低下しております。さらに地域の主力品種であるひとめぼれの仮渡金が、先ほどお話ありましたように J A 秋田しんせいの 1,000 円上積み、これを含めて 9,500 円に設定されるなど、前年から比べると 2,300 円ほど少なくなっているわけですが、こうしたことで農家経営の維持に大きな影響を与えております。これに対して農業の経営安定を図るために今年から始まった米戸

別所得補償モデル事業の定額部分については、県内で最も早い 11 月 11 日に農家に交付されているところであります。また、米価が下落した場合に補てんされる変動部分の交付については、来年 3 月までに交付されると、そのようになっております。

しかし、農家では年末の支払いや来年の営農準備のための資金繰りの時期でございますので、このような状況の中で秋田しんせい農協は、独自に戸別所得補償制度交付金の交付まで低利のつなぎ資金でもある戸別所得補償支援金を創設しておりますが、これも市政報告で申し上げましたが、農家からの融資は少額であったために市としての利子補給は今ある予算で対応しているところであります。

それから、県でも来年の営農に必要な運転資金を確保する営農維持緊急支援金を創設したところであります。この資金については、県、市町村、金融機関で利子補給を行い、貸付利率を 0.5%とするものがございますが、さらに秋田しんせい農協と市が協調して単独で利子助成と保証料の補助により農家負担をゼロにすることとしております。

今年の農業は、県全体として深刻で重大な状況にありますので、引き続き県や関係団体と連携して、できる限りの支援策を講じてまいりたいと思っております。

なお、県の営農維持緊急支援資金に係る保証料の助成については、今定例会に補正予算を計上し、また、来年度から発生する利子補給についても債務負担行為を提案しておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、住宅リフォーム支援事業についてであります。

始めに、補助金申請の状況であります。10 月ころまでは補助金の限度額となる 200 万円を超過する工事が 4 割ほどございましたが、11 月以降は 100 万円以下の工事が増えてきております。また、小規模事業者の施工も増加傾向にあります。そこで、反応ということではありますが、業者からは「こういうときにありがたい制度だ」と、「仕事があり、おかげで生活ができる」、「来年も補助事業を継続してほしい」等の感謝と要望の声が聞かれます。また、利用者からは、「今まで我慢していたが補助金があることから改修に踏み切った」、また「工事費の多少にかかわらず資金の足しになるのがありがたい」、さらには「補助金の分で地デジテレビが買えた」等の声なども伺っております。

なお、工事の実例等については、この後、担当部長等からお答えをします。

次に、来年度も継続したらどうかということではありますが、さきに開催された県と市町村長との会議の中で、市長会からの要望として平成 23 年度事業として継続してほしいということをお願いいたしました。それに対して知事は、継続について前向きに検討する旨の回答があったところでございます。市としても県とタイアップすることで相乗効果が発揮され、地域経済の下支えに大きく貢献することから、県の事業継続に期待を寄せていたところではございますが、現在開催している 12 月定例議会的一般質問において、知事は平成 23 年度も事業の継続を明らかにしたところであります。したがって、市としては平成 22 年度と同様の支援額で事業を実施したいと考えております。

次に、消防の広域化についてであります。

御質問の①についてであります。消防組織法の一部改正によりまして、人口 30 万人規模の消防

本部の広域化を推進する基本方針が国から示されました。しかし、秋田県では実情に合わないことから、地形や気象条件、人口、そして交通事情や中核的な病院等の医療エリアを考慮し、あわせておおむね人口 10 万人以下の消防本部を解消するとしております。また、広域化に当たっては、市町村の自主的な取り組みを尊重するとして、平成 20 年 3 月に秋田県消防広域化推進計画が策定されたところであります。その内容は、県内 13 消防本部を 7 消防本部に広域化する組み合わせを示したところであります。

次に、県内 13 消防本部から 7 消防本部への広域化の進捗状況についてであります。現在、広域化協議会を設立した消防本部は、にかほ市と由利本荘市の組み合わせ、男鹿市と 6 市町村の組み合わせの二つでございますが、いち早く広域化協議会が設立されました男鹿市と 6 市町村の地域については、現在のところ広域化の結論はまだ出ておりません。また、鹿角市、大館市、北秋田市の組み合わせについては、いまだ協議会の設立に至っておりません。横手・湯沢地域については、消防広域化を当分見合わせる方向で合意していると伺っております。他の秋田、能代・山本、大曲・仙北の 3 消防本部は、消防広域化推進計画の中には入っておりません。

次に、御質問の②であります。村上議員が御指摘のようなこともあるでしょうが、具体的な検証はこれからとなります。ですからメリット・デメリットについては、今後慎重に検証して、広域化について検討をまいります。

次に、質問の③であります。今後、消防業務、財政運営面などの広域化によるメリット・デメリットを検証をまいります。この広域化によってどの程度にかほ市にとってメリットがあるのかなどを検証をまいりたいと思っております。そしてその検証結果に基づきながら、広域化に進むのかどうかについては、議会や市民の意見を伺いながらその方向性を決定をまいりたいと思っております。

いずれにしても村上議員がお話のように、慎重を期して対応をまいりたいと思っております。

次に、高齢者の無料入浴日を増やせないかについてであります。

御承知のように現在にかほ市では、長寿支援事業の一環とするほかほか入浴日サービスとして満 70 歳以上の高齢者を対象に、毎月第 2・第 4 木曜日を無料入浴日と定めております。仁賀保地域ではスマイル、午ノ浜温泉、神の湯、はんの木、金浦地域でははまなす、象潟地域では鶴泉荘、ねむの丘、老人福祉センター、都市農村交流センターで実施をしております。

御質問のように入浴日を月 2 回から 3 回に増やせないかということですが、合併以前は旧仁賀保町で毎月 5 のつく日、5 日・15 日・25 日の 3 回を指定し実施をしておりました。しかし、集落サロン事業やその他の長寿支援事業との全体的な兼ね合いもございまして、合併時の調整では現在の月 2 回としたところであります。また、今年度からは新たな長寿支援事業として、高齢者住宅バリアフリー改修助成や高齢者等見回り巡回事業なども実施をしております。にかほ市の 11 月末現在の 65 歳以上の方は 7,977 人で、高齢化率は 28.4%となっております。また、このほかほか入浴日サービスの対象となります 70 歳以上の高齢者は 6,206 人で 22.1%を占めております。このように高齢化が進展する中で、にかほ市では安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるために、高齢者のためのさまざまな事業を実施をしております。御質問の無料入浴日を一日増やすことはできない

かということですが、確かにそんなに多くの財政負担にはならないかもしれませんが、福祉政策の全体を考えまして、無料入浴日を増やすことは現段階では考えておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 工事費の低・中・高各段階の工事实例でありますけれども、申請の中で一番低い工事は風呂場の改修でありまして、工事費は補助対象金額ぎりぎりの 50 万 1,000 円であります。また、一番工事費が高いものは 2,600 万円でございます。ほぼ家屋全面の改修となっております。また、その中間層である 500 万円から 1,000 万円までの工事内容について、件数の多い順で申し上げますと、やはり家屋内の床の張り替え、あるいはクロスの張り替え、各部屋の階層など複合的に改修しているものが 5 件あります。次に下水道接続工事、あるいは風呂場の改修、洗面所の改修といった、俗に言う水回りの改修が 3 件あります。次に物置の増改築、あるいは車庫の新築や改修が 2 件、次に屋根の瓦の葺きかえが 1 件となっております。

ちなみに 12 月 7 日現在でありますけれども、申請件数が 380 件、工事費金額にして 8 億 2,800 万円ほどとなっておりますけれども、おおよその工事費単位で分類しますと、50 万円～100 万円以下が 27%の 101 件あります。それから 100 万円～200 万円までが 31%の 118 件、200 万円～500 万円が 38%の 144 件、500 万円～1,000 万円が 3%の 11 件、1,000 万円以上が 2%の 6 件という状況にあります。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 市長の考え方、分かりました。ただ、質問した菅内閣の開国、前原外相の言葉などについては、直接答弁はありませんでしたけれども、マスコミでは「このようなバスに乗りおくれるな」とか、あるいは「鎖国状態だから開国しなきゃいけない」というふうなことがかなり牽連されておまして、これが浸透するという側面もあると思いますので、そういう点についても答弁がほしかったと思いますが、もし答弁できたらしてもらいたいと思いますが、見解は聞きましたのでそれでも結構です。

例えば、横文字が多いというふうなことで TPP って何だというふうなことがよく聞かれて、括弧書きもしてはありますけれども、農業新聞の漫画では、T はトラブル、P はパニック、P はピンチと、トラブル・パニック・ピンチと、こういうふうなおじいさんが新聞を見て孫に教えていると、こういうのがあります。そして新聞には「コラッ、ア菅」と、だめだというので「あかん」の「かん」が菅首相の「菅」というふうになっていますが、こういうふうには農業関係者は厳しくこれを受けとめて、何とか阻止したいということで頑張っておりますので、そういう点についても的確に話をしてもらえればというふうに思います。

それで、さらに開国の状態ですが、平均関税率、日本はもうほとんど鎖国状態なのかということがありますのでつけ加えますが、日本は農産物の平均関税率は 11.7%、アメリカがこれより低くて 5.5%、EU 全体では日本より高くて 19.5%、メキシコ 42.9%、隣の韓国 62.2%、インドは 124.3%などとなっております、日本の関税率が高いというものではないということを改めて話しておきたいというふうに思います。

農家支援についてですが、補正等に入っているということは分かりましたが、この問題についてあちこちでいろいろな支援をしておりますが、ちょっと変わった支援の仕方は、井川町で航空防除の農家負担分というふうに、航空防除に対して町が応援をすると、こういうのもあります。また、五城目町では収量が激減した農家に 10 アール当たり 1,000 円を支援するというふうなのがあって、こういうやり方というのは初めてのようです。1 俵当たりになると 100 円に相当するというふうなこともあります。利子補償料ゼロ、あるいはこれは秋田市も由利本荘市もやっておりますので、そういう変わった応援の仕方ということもありますので、新年度当初にさらに検討を深めていけるかどうかについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 前原大臣が言われたこと等については、先ほどの答弁の中でもお答えしましたが、数値的なもので判断するべきものではないというふうにしてお答えをしました。これに尽きると思います。

それから、農家支援については、井川町の航空防除、これについては全額かどうかわかりませんが、私どももこれまで航空防除については助成をしております。

それから、五城目町さんのやり方がいいのかどうかは私はほかの市町村のことですから言われませんが、私はやっぱりね、この TPP の問題もあるけれども、今の農家現状を見て、どう将来に向けてこの農業を持続的な農業にしていくかということを考えれば、やはり一つは規模拡大、それからもう一つは収益性の高い野菜とか花きとか、こういうことにも取り組んでいかなければならないんだろうと私は思います。ですから、こういう支援策を平成 23 年度には、さらに強化した形を取り組みたいと思っております。

それから、県のほうでも今、農林漁業緊急支援という形で基金を積みました。この基金を有効に活用しながら市の単独の形と連動してですね強化をしてまいりたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） さっきの井川町の航空防除の例は、これは全額、10 アール当たり 1,300 円の全額を町が負担することになっているようです。これは幾つかの例のうちの一つです。実は 11 月 22 日に JA の生産部長会の会長、それから由利本荘市の産業経済常任委員会、にかほ市議会の産業建設委員会、約 30 名で初めて情報交換会というのをやりました。これにはキノコとかリンゴとか水稲、牛、いろいろありましたけれども、私が聞いたのは、部長が言うにはアスパラの生産部会にはかほ市、由利本荘市、一緒になっているけれども、その市によって支援の中身が違うというので質問しました。交付金に差があるというわけでした。由利本荘市は幾らかというと、何に対してというその単位をちょっと私聞き漏らしましたが、由利本荘市 2 万 7,000 円、にかほ市 4 万 1,000 円という回答でした。私はにかほ市がこれ以外にもいろいろ頑張って支援しているということはこの一つだけでもわかると思うわけで、今後、新年度に向かっても検討することができたら、先ほどの答弁はほかのことも参考にできるものは参考にし、生かせるものは生かす、そして今アスパラの例を出しましたけれども、ほかの分野についても新たな起業をするとかそういうこ

とも支援策はとっているわけですから、そういうことについても幅広く検討することは当然だと思います。そういう意味で、さらに検討を続けていけると思うので、これを当初予算でぜひ起こしてもらいたいというふうに思います。

それから、住宅リフォームについては、県のやり方とタイアップしていくということですが、これは5%限度額の20万円、これは変わりはないかどうか、これについて検討したかどうか、その点についてお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 平成22年度事業の延長であります。今の経済状況を鑑み、県でも延長をします。その相乗効果を得るためににかほ市でもかさ上げをするということで、市では限度額を200万円として5%であります。ですから補助金にして10万円、県が10%の20万円、合わせて30万円の助成になるわけです。かさ上げをするかどうかについては、やはりその平成21年度に申請している方もおります。そういう関係で、そこに差はあってはならないという関係で従来どおりの5%で10万円という考えでおります。

●議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 住宅リフォームについては今の答弁を受けて、引き続き増やしていってもらえるようにしてもらいたいと思いますが、この住宅リフォームについては、秋田県で全国で最初に取り上げたものですから、あちこちに広がりつつあるということで、山形県でも来年度から7億円ほどの予算を置いて実施していくというふうなことがありますので、これは非常にいい施策だというふうに思い、さらに業者に対する周知とかそれは前に説明会をやっているわけですが、十分に営業活動できないという業者もあるわけです。ですからそういう点については新年度を迎えるに当たって、さらに徹底していけるといふふうにしたほうがいいのではないかと思います。そういう点についてはどうでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 各地区で建設技能組合の総会等が開催されます。そういう席においても、この制度については周知いたしております。いち早くその象潟地区については、今までできなかったその各大工さんたちが営業をするようになってきているというような状況になっております。今後についても新年度の方針が決まり次第に各組合に周知を図りまして、またその広報等でも市民に対してお知らせしていきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 次に、消防の広域化について、これから検討するということですが、私たち議員同士のこの交流の中でも一番懸念されるのは、本当にメリットがあるのかどうか、こういうことです。目につくのが由利本荘市の消防庁舎、これが昭和44年建築で41年も経っていると。耐震調査をしても一番先に危ないのがここじゃないかというような話もあるし、雨漏りがして消防車の中に置けないで出したりというときもあったようで、というふうに心配されます。しかし一方では、消防署年鑑などを見ますと、地理的な条件もあって、例えば救急車で病人を運んだりするとき、にかほ市の場合は現場に着いて病院に着くまで平均43分～49分だと。しかし、由利本荘市は

遠距離のものもあるんですが、31分～33.9分、こういうふうには短い時間で、これは条件が違うので一概には言われません。それから、予算面でもにかほ市の場合、人口一人当たりの消防費、これはもちろん大きな事業をやったりすると膨れたりしますから、単純に比較するのではないが、一つの例として由利本荘の年鑑等を見たら、にかほ市は消防費が一人当たり3万3,500円、由利本荘市は1万8,394円、それから一世帯当たりだとにかほ市が9万9,154円、由利本荘市が5万2,987円というふうな差もあり、もちろん中身がありますから、これですぐどうこうというふうには言われなと思います。消防費についても年鑑にありますけれども、いずれいろいろな心配な面があるわけですから、そういう点もしっかりと洗い出して検討していく必要があると思いますので、今私が話したようなことは、それこそ風聞があつて伝わっていると思うんですが、そういう点については正式な会議でないから答弁しにくいという面あるかもしれませんが、どうでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 今御指摘のことについては、十分踏まえながらこれから検証してまいります。そういう話も私も聞いております。聞いておりますし、また、委員の中には私ばかりではなくて議長も、あるいは総務委員長も委員になっていきますので、よく連携をとりながらそうしたことにいろいろ検証して対応していきたいと思っています。

●議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 入浴のほうに移ります。現状のままでいくということのようですが、去年一年間、このほかほか入浴を利用したの一番多いのが、やはり収容能力もありますからはまなす、3,183人利用しているというふうにされていますし、ねむの丘が2番目で1,875人というので、はまなすは1回平均132人もいると、大変な利用状況です。ねむの丘で78人。唯一の民間、ここが1,062人で1回当たりになると44人ほどになると、こういうことです。それで、受け入れる側の話も聞かなければと思って神の湯へ聞いてみましたら、3回のころはかなり大変だったけれども、2回になってからはむしろ年齢も上がったということもあって、仁賀保時代よりはもう1回増えても受け入れることはできるということがありました。また、はまなすのほうでは1回の利用者が非常に多いもんだから、その他燃料の問題もあります。ねむの丘もそうですが、必ずしも増やすことには賛成という雰囲気ではありませんでした。しかし、その話の中で高齢者が運転免許を返したときに、警察の方から返したということの証拠というか特典と言えいいですか、入浴100円割引すると、そういうふうして入浴させるというふうな動きがあるやに聞きました。とすれば、警察の方でやるのであれば、警察の方でその100円を補助するということになるんだと思うんですが、そういう話を聞いているかどうか。当然そうすると木曜日に限らず入浴者は増えていくわけで、収入も上がる可能性があるわけです。そういうのもタイアップしながらいくわけですし、もう一つ何か制度があるやに聞いていますが、そういう話を聞いていたら答弁願います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、観光課長。

●観光課長（武藤一男君） 警察のほうからの提案なんですけれども、高齢者の交通安全講習受講者の優遇的なもので、その人方がいろいろ研修を受けたときに、その優遇した、受けた受講証を持ってくれば、それで65歳の方を割引できないかという提案をまず今されております。それで今、

はまなすについてはまず月 1 回というような形で考えていまして、ねむの丘については 50 円引き、まずそんなに何回もないことだと思いますということで、そういう今考え方でいるようです。

●議長（佐藤文昭君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 今の件ですが、まだ具体化はしていないんですか、それとも計画ではその受講すればということのようですが、その費用負担などについてはどのようになっているか、それから、受講者の年齢は 65 歳以上、入浴の回数とか、そういうことについてもわかったらその範囲でお知らせ願いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、観光課長。

●観光課長（武藤一男君） そこまでは内容はまだきてないんですけれども、まずお願い文書について、一応ねむの丘、はまなす、そして今、まだ市長のほうにまず今、回っている最中なので、まだ決定は受けていないということですが、回数みたいなものはそんなにないというふうに私は聞いています。例えばはまなすであれば、こういうその何ていうか免許証の裏側に 1 月から 12 月まで貼って、それで例えば 1 月は 2 回あったとしても 1 回判子を押して、まずその割引をしようかというふうな、要するに警察側からのお願いのようです。無料的なお願いのようです。費用負担については、やはりねむの丘、はまなすのほうで、まず営業努力するという考え方のようです。

●議長（佐藤文昭君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 高齢者に対するいろいろな優遇措置の一つとして見れば、これはいいことかと思うんですが、その予算の出所ですやな。主体となるところがやはり当然負担していくというふうになると思うんですが、その点これから検討してやっていく必要あると思います。ねむの丘の場合も、かなりぎりぎりで行っていると。はまなすの場合も 300 円を維持したいと。それですごく頑張っていると。周りからはもうちょっと値上げしたらどうかとされているけれども頑張っているというふうな話も聞いているわけですから、配布する側が負担するのは当然だと思うので、その点検討して、ぜひそういうふうにしてもらいたいと思いますが、どうですか。あんまり具体化されていないんですか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 今の話はまだ私もしっかり決裁はしておりませんが、要するに簡単に言うと、交通安全上の関係で市から協力もりたいということだろうと思います。要するに経費は秋田県の方では、県警の方では一銭も出さないと。出さないけれども割引については市にお願いしたいと、そういう形の内容だと思います。そういう形で思っております。

ただ、御承知のようにはまなすと道の駅については、まずそっちの株式会社のほうの経費の負担でこれを行っているわけです、この事業は。市からは一銭も出しておりません。それから、その他の施設については、神の湯だけは民間ですから年間幾らという形で市からお金を払っていますが、その他はいろいろな消耗品とか燃料費とかそういう形でみなカバーしているわけです。ですから、全体的にはどのくらいの経費がかかっているかちょっと試算したことはないんですけれども、何とかその 3 回に上げることは、もう少し検討をさせていただきたい、現段階では考えていないということで御理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 先ほどの交通安全協会関係ですが、やはり実施主体が負担をするというのが原則だと、協力できるのであればそれでもいいですが、そうすると入浴日をもう一日増やせないかということと、ちょっと競り合うような格好になるんで、その点は検討をさらに深める必要があると思いますが、最後に質問して終わります。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 内容をもう少し詰めなければなりませんけれども、交通安全上という形になると、私たち行政の大きな責任でもございますので、そうしたことを踏まえながら検討してまいりたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 12 番村上次郎議員。

●12 番（村上次郎君） 最後にしますと言ったけれども、講習を受けることは安全上いいと思います。風呂に入ることが健康になるから安全上につながるかどうか、これちょっといろいろ解釈の仕方があると思うんですが、やはり原則的なことは原則として話をして、しかし協力するところは協力すると、両面あると思うので、その辺は深く検討してもらいたいと思うわけですが、担当の方の答弁をもう一回求めて終わります。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 今、市長からお話されておりますけれども、その内容については十分検討させていただきます。やはりそのもう一回無料日を増やすということになると、民間のそういうところにも影響をしておりますので、そこら辺を総合的に勘案して検討してまいりたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） これで 12 番村上次郎議員の一般質問を終わります。

昼食のため、1 時まで休憩といたします。

午前 11 時 56 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13 番市川雄次議員の一般質問を許します。13 番市川雄次議員。

【13 番（市川雄次君）登壇】

●13 番（市川雄次君） それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

市の人事管理システム改革に向けた取り組みということでタイトルをつけさせていただきました。朗読させていただきますが、市の行財政改革大綱、第 2 次計画（平成 22 年～平成 26 年）です。ことしの 3 月に策定されております。その中で引き続き定員管理の適正化による職員数の大幅な削減による行政経費のコストカットが企図されております。確かに公表されている平成 20 年度の普通会計決算によれば、現在の市の人件費の割合は 28.4%であり、民間企業であるならば人件

費倒産してしまう数値であると言えます。つまり、表面的には人件費がかなりの部分で市の財政硬直化を招いていることは事実だと思います。

ただ、一方で、財政硬直化の原因が人件費そのものだけかと考えたとき、私はそうではないと考えております。また、現在の加速化される地方分権の流れの中で少なくなる職員数と、それに反する仕事量の増大が、効率的かつ効果的な行政サービスの実現を可能にするのかと考えたとき、私は現在の人事管理システムのままでは疑問符をつけざるを得ないというふうに思っております。

そこで、市の行財政改革大綱を見ますと、③番の人事評価制度の導入と積極的活用、④番として人材育成の推進、⑤番として給与の適正化等の新たな人事管理システムの実施に着手しております。これらは前段に私が申し上げたこと、現行の人事マネジメントでは、もはや住民サービスを向上させられ得ないということ意識してのことだとは思いますが。ただ、これらの一連の取り組みを国の動向と時系列的に照らし合わせてみますと、能力実績主義の導入と人事評価についての新たな規定が盛り込まれた平成 19 年の国家公務員法の改正と、昨年の衆議院解散で廃案にはなりませんでしたけれどもそのときに提案されておりました地方公務員法の改正案と、その後の総務省による国家公務員と同様の趣旨の人事評価を導入することを各地方自治体へ働きかけているものに対する呼応であると感じざるを得ないのです。

そこでお伺いしますけれども、果たしてどのような理念で、どのぐらいの覚悟を持ってこの行財政改革の最大のやま場となるであろう人事管理システムの改革に乗り出そうとしているのか、このことについて市長の考えをはじめにお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、市川議員の御質問にお答えをいたします。

人事管理システムの改革についてでございます。人事管理システムの改革の大きな目玉の一つとして人事評価制度の導入がございます。人事評価制度の狙いは、国・地方公共団体を通じた公務員制度の改革が進む中で、公正かつ客観的な人事評価を人事管理の基礎とすることにより、年功序列にとらわれない能力・実績主義に基づく人事管理の徹底を図ろうという点にあります。能力、あるいは実績主義の徹底を通じて、より高い能力を持った公務員を生み育てていくことと、市民から一層信頼される人事行政システムをつくっていくことが求められております。

本市においても行財政改革の中で人事評価制度の導入と積極的活用、人材育成の推進、給与の適正化など、こういったシステムを導入するというところに触れております。この中でかほ市の人事評価制度は、単に評価するのが目的ではなく、人事評価で評価された職員の弱点を研修等で補完し、職員個々の能力を高めることにあります。さらに、職員の職に対する適・不適を的確に見抜き、職員の配置などに活用して市民のニーズに的確に対応できる職員を育てようという目的でもございます。

人事評価制度については、これまでとは違う全く新しい制度であり、全国的に見ても、いまだ十分に普及しておらず、県内においても秋田市など 4 自治体が試行中という状況になっております。現段階では今年度中に人事評価制度に関する知識を深めることを目的に、内部での導入勉強会を重

ねた検討会を実施し、来年度以降の導入について検討したいと考えております。

また、導入に当たっては評価結果を人事管理への程度まで反映させるのか、また、職員と職員組合への説明も必要となります。したがって、いきなり本番の導入ということではなく、一年ぐらいの試行期間を経るなど、導入時期も検討した上で本格的な導入を図っていききたいと思っております。

いずれ人事評価システムは、対人を評価するシステムでありますので、十分な知識と職員の理解が必要なことから、導入には慎重を期して対応してまいりたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 13番市川雄次議員。

●13番（市川雄次君） 今の市長の答弁は、まずこの行財政改革の8ページに書いていることに尽きるのかなというふうに思います。特にこの人事権については市長の専権事項であるということについて、私ら議員が本来口を出すべき内容ではないと言うふうに思うところもあるわけですが、一方で、この質問に至った背景というのを一つ申し上げれば、やはり一つには先ほど申し上げたような地方分権時代だということで、その大きな流れがあるんだというふうに私は思っています。ちょっと長くなるんですが、そのことについてちょっとしゃべらせてもらいますけれども、まず2000年に施行された地方分権一括法、この契機に、この10年間で私たちを取り巻く、自治体に取り巻く環境というのは、本当に大きく変わってきたと私は思っております。かつて私が議員になりたてのころなんかは、本当に国の指導とか国の準拠に従っていけばいいなんていう雰囲気があって、国からどのぐらい有利な補助金を持ってこれるかが有能な職員であるというようなことがまことしやかに言われていたと。ところがここ数年ですね、そういう評価というか、それ内部評価でしょうか、飲んだ席とかでいろいろと言われる中で、そういう言葉が一切なくなってきたということがひしひし感じられます。きのうの奥山議員や竹内賢議員の一般質問の中で、一つには奥山議員の質問なんかは、他地域に暮らす人々をどうやってここに取り込むのか、竹内議員のなんかは、それを交流、観光という面での交流人口でどうやって増やすのかという話、これは何かと考えると、やはり地方分権の中で私は地域間競争が激しくなっている、そのことに私ら議員も反応しているんだというふうに私は思っております。であるならばですね、今のこの人事管理システムの構築というのは、果たして何を目標につくろうとしているのか、先ほどの市長の答弁では行財政改革大綱にも書いてあるとおり、能力・実績主義だということでありながら、一方で単に評価をするだけではないんだということで、能力向上と弱点の克服と、あとは能力に見合った適地・適職といひましようか、配置をしようということにあるんだと言ひながら、果たしてそれだけでこの今の時代の地域間競争に勝っていけるのかということ、もっと言ってしまえば、どのぐらいこの職員体制をプロ集団として向上させていこうとしているのかということが、先ほどの答弁の中でも私としては分かりづらい、これを読んだだけでは分かりづらいと思います。果たして、どういう職員像を職員に求めているのか、こういう職員であってほしいんだということが今の中では、今はこういう評価をしますよという話はしましたけれども、職員にはこういう職員になってほしいんだということが、この文書の中でも答えを求めることはできませんし、市長の答弁の中でもちょっと求めることができない。果たして、それが分からないで今の職員が、自分たちはどういう方向に向かっていけ

ばいいんだということが分かってははずがない。今、市長が求めている職員像は何なのかということをおはまず求めたいんです。どういうことを求めているのか。果たしてそれが職員に伝わっているのか。皆さんここに並んでいるのは管理職の方々です。そうではない一般の職員の方々に、どういう職員像を求めて、それを皆さんに周知しているのかということをお、まず市長にもう一度問いかけてみたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 一つは地方分権というお話がありました。果たして今の政権の中で地方分権が進んでいるのかなという疑問はありますが、やはり地方分権に対応した職員の資質を高めていかなければならないと思います。当然ながら地方分権の中では地域間競争、これ当然の話であります。どの分野においても当然の話であります。そうしたことに積極的に取り組む職員、こうした職員を育てていきたいと思っております。

職員にこういうことが伝わっているかという話ですが、私は管理職会議、部長会議では、常にいろんな形で職員の皆さんは提案してくださいよと、そして一つ一つの課題に一生懸命取り組んでくださいよというふうなお話はさせていただいておりますが、こうした職員の資質を高める一方では、やはりこれから相当財政的にも厳しくなるのではないかなと思っております。ですから、今の行財政改革大綱でも平成 26 年度まで、平成 21 年度をベースにして 46 人、さらに職員を削減する計画となっています。ですから、このように職員を削減していくということになれば、少数精鋭主義、これの形になっていかなるを得ない。いろいろな今、民主党政権でもいろいろありますけども、例えばですね平成 17 年の国勢調査と、今年やった国勢調査の人口速報が出ていますが、約 1,400 人ほど減っています。じゃあこれを単純に、私の試算ですよ、単純に計算した場合は、2 億四、五千万円は交付税は減るだろうと、来年度から算定替えになった場合。さらに平成 28 年度以降は、今までは三つの町がある中で、今度は平成 28 年度以降はにかほ市としての交付税の算定となります。これでも相当の額が減っていくだろうと。あるいは、平成 22 年度から平成 24 年度まで国のほうでは地方交付税の特別枠 1 兆 5,000 億円、これもう約束しましたけれども、これも今になって財務省ではこれを廃止したい、こういうふうな話もあります。それから、今子ども手当の財源を確保するのに四苦八苦していますけれども、配偶者控除、こうしたことも今、見直しをするということになっていますけれども、この配偶者控除見直しの場合でも、市民税にも影響してくるわけですよ。市民税も増額になることとなります。その増額部分は国は出さないよと、国は子ども手当の財源にするから出さないよ、全く地方分権に逆行するような政策を、これはあくまでも新聞報道ですけどもね、そういうふうな政策を掲げているわけでありまして。ですから、いずれにしても先ほど申し上げましたように、少数精鋭型、こうした組織の体制はもう一度作り直していく必要があると考えております。そのためにもいろんな研修を通して、さらに職員のレベルをアップしていきたい、そういう思いでこの人事評価システムをとらえているところであります。

●議長（佐藤文昭君） 13 番市川雄次議員。

●13 番（市川雄次君） 今の市長の答弁の中で、まさに合併 —— 例えばにかほ市なんか 3 町が合併して 1 つの市になった。そうすると、職員数に言ってしまうと余剰人員が出てくると。その

余剰人員の人件費分について 10 年間は国が補償するというので、ただ、10 年間の間に職員数を適正にもっていきなさいよと、その 10 年後には 10 年間の交付税の上乗せ分は減らしますよと。10 年間のうちに何とかやれということの —— 押しつけという言葉は失礼なんですけど、そういうことなんだろうとは思っています。例えば奈良県のある市では、合併しなかったほうがよかったんじゃないかというような言葉まで、ある記事を読めばですねというようなことも書いております。ただ、そうは言っても少なくなった人数でどうやっていくか、市長は今、少数精鋭だという言葉を使っておりました。ということはですね、職員の能力開発がやはり今後の人事制度の中で私は重要になってくるんだと思います。

じゃあ能力開発をどういうことかというのは、ことし内部研修をやりながら来年構築していくという話ですけども、ただ、平成 19 年度とか平成 20 年度の今までの研修の形態を見ると、与えられた研修、受講すればいいよというような受け身で職員はやってたんじゃないかというようなことがはたから見れば、内部にいるわけじゃないので分からないですけど、はたから見れば、まあ言われたとおりに研修、要するに全体研修を受けていけばいいんだよと、あるいは職場に、職能に合ったような秋田市へ行っての研修を受けていけばまずいいんだよというような感じで私は受けとめているんです、普段接している中で。そうじゃないだろうと。私はやはり自己学習が大変なんだろうと。自分で取り組むという姿勢、自分で何かをやるよという姿勢が大切なんだろうと思います。これはどこの職場でもそうです。そのことが、果たしてそれだけ、それに見合った評価がされているかという、私はその評価がない分だけあまり職員の間はそのことの考え方が浸透していないんじゃないかなというふうに思われてならないわけです。今、来年以降の話なんですけども、この人事 —— ただ、人事評価をやる上で、 —— 能力開発と人事評価は切り離せないというような話で、これにも書いてありますし、市長もおっしゃっていましたが、では、その人事評価をどのように能力開発にフィードバックさせるのかということは、今の時点で聞いてもその答えは出てこないのかもしれませんが、そのことについては十分に熟慮されて構築していただきたいと思いますというふうに思います。

ただですね、一つこの文章で気になったのがですね、人事評価はあくまでも能力向上のためだといいながら、それを給料に反映させるんだということが、どうしても文章としてですね、言っていることが矛盾しているんじゃないかと思うんですが、その人事評価は評価のための評価じゃないんだよと。評価を目的にした評価でないんだよここに書いてあるんですけども、だけど評価の結果として能力給をつけるという話がここに書いてあるので、そのことの矛盾点というのはどういうふうに考えられているのかなという、ここちょっと一つ聞いてみたいなと思って聞いてみるんですけども、ちょっとお答えいただければと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤隆一君） お答えをします。評価の結果によって、当然にその能力的な問題、差があれば、それに対して若干の差が出てくるというのは当然の考え方だろうと思います。これはにかほ市だけでなく日本の国全体といえますか、そういう考え方で今進んでいるものだと思います。にかほ市だけが仕事を一生懸命やる職員、あるいは一生懸命やらない職員、言葉は適切でない

かもしれません。みんな平等にやるという今までのやり方というのは、もう既に通用しなくなっているような時代なんだろうと思います。これからは若干今までとは違う、受ける方の側から見ればちょっと冷たい、厳しいというようなことがあるかもしれません。そのようなことは乗り越えていきませんと、これからのにかほ市の行政は持っていけないだろうと思います。まあ、そういう考えで進めたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 13 番市川雄次議員。

●13 番（市川雄次君） 先ほど来、これは今年内部研修で、来年度システム構築で再来年度から本格実施だというタイムスケジュールのようですから、今しつこく質問しても、できていないものに対する答えになりますので質問のしようがないのですが、ただ一つですね、一番冒頭の質問の中に述べましたように、これは国からの、どうしても準拠ものであるような気がするんです。国からこうせよと、こういうふうにやっていきなさいよというような、与えられてきたようなものに対して反応してやっているんじゃないかと思うところが感じられるんです。

じゃあですね、今回のこの人事管理システムの新たな構築について、にかほ市としてはこれなんだよと、にかほ市はこれなんだよ、市長が目玉として人事評価制度の導入、これだって国の準拠ものに入っているわけです。にかほ市としては、どういう、こういう人事評価の中で、人事管理システムの中で職員の能力開発を進めていきたいんだという目玉というのは、本来の目玉というのが、にかほ市独自の目玉というものはあるんじゃないかと思うんですが、その点について部長、何かありますか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、副市長。

●副市長（須田正彦君） 職員の能力開発については、いろいろな手法があるわけです。例えば、その手法の中で人事評価制度、能力評価をどのようにしていくかと。例えば当該ポストに与えられた求められた水準をはるかに超えて業績を伸ばしてくると。例えばいろんな事例があるわけですが、そうしたものの見方、また、当該ポストに求められた役割を通常の方で果たしたと、水準をはるかに超えたものと、例えば従来どおりに役割を果たしたと、そういうような能力評価をしながら職員個々の能力開発につなげていきたいというふうに思っているところであります。職員が果たすべき役割については、業務分担がかなり明確化されております。それに対する目標設置というのは、今まで企業でありますとある程度目標設置、数値等を掲げておりますけれども、そういうものをこれから職員に示しながら、それに対しての評価というものをしていかなければ、どうしても能力開発については上回っていくことができないのではないかというような管理の考え方もございますので、そういう意味からいたしまして非常にこの人事評価制度は難しい制度でありますけれども、取り入れていかなければならないものだと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 13 番市川雄次議員。

●13 番（市川雄次君） 分かりました。じゃあ最後の質問になるんですけれども、もっとぶっちゃけてお伺いしたいんですが、職員の能力開発によってそれぞれ個々の少数精鋭をつくり上げていくというのは、それはやっていけると思うんです、私は、方法論で。ただ、どうしてもです補えない部分というのはあると思うんです。要するに、今の職員の方々、新卒でそのまま採用されて、

例えば外交交渉と言ったらおかしいんですけど、今の地域間競争の中で企業誘致にしたって、あるいは農業分野にしたって、今の時代では、今の職員、幾ら能力を身につけていってもかなり時間がかかってコストがかかる。時間とコストがかかる内容について、もっと手っ取り早くその能力を――要するに市民の中から活用できるんじゃないかなというふうに思われます。実際、市民の方々からも、もっと自分たちを活用してくれればという話というのは結構聞かれるんです。特に今の大量退職時代を迎えて、例えばTDKの中で人脈と知識と経験を持っていた方々が、今、町の中で、要するに時間を持て余しているところもあります。そういう方々の能力や知識・経験をもっと活用する方法というのも別にあるのではないかなと。人材の育成と人材の新たな登用という形で、両面でとらえていってもいいのではないかなと。あるいは、市職員の採用にしたって新卒だけではない社会人枠をつくってでも、もっとより広範囲にわたって人材を求めていくと。育成だけではない手っ取り早い登用という方法もあるのでないかなと思うんですが、そこら辺についてはこの改革大綱の中でもうたわれていないんですけれども、この点について市長、何らかのお考えというのはあるのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 確かに人材の活用という点については、この行財政改革大綱にはありませんけれども、適宜そうした方がいればお願いしてまいりたいと思っております。今でも企業アドバイザーということでTDKのOBの方を1人、あるいは若者の農業者を育てたいということで県の農業普及所を長く勤めていた県職員を嘱託として採用して取り組んでいるわけでありますので、これからもいろんな分野で活用できる人材が、適当な人材がいるとすれば、そうした形で取り組んでいきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 13番市川雄次議員。

●13番（市川雄次君） いずれにしろ地域間競争に勝ち抜くためには、やはり人だと思えます。この、人をどのように育成し、あるいはどのように活用していくかということは、やはり市当局及び市長を中心とした執行部の専権事項であります。当然重要なことだと思えます。人が最大の財産であることは間違いありません。箱ものではないはずですので、そこに係る、例えば昨日の消防の補助金じゃないですけども、助成金じゃないですけども、人にかけるお金は幾らかけてもいいのかと思います。ぜひそのことを最後に一言申し上げて一般質問を終わらせていただきます。

●議長（佐藤文昭君） これで13番市川雄次議員の一般質問を終わります。

次に、8番飯尾明芳議員の一般質問を許します。8番飯尾明芳議員。

【8番（飯尾明芳君）登壇】

●8番（飯尾明芳君） 最終8番目の8番飯尾でございます。私からは二つについて質問をいたします。

まず最初に、TPP阻止についてであります。TPP参加は農業破壊の危機であります。10月1日、菅総理が表明し、11月14日、APECの討議で地域の経済統合を進めるため、TPP各国との協議したところを表明した。そこで政府は、今春、10年後に食糧自給率を50%に目標を決めたにもかかわらず、今唐突に関税撤廃による完全自由化を目指したTPP（環太平洋経済連携協定）

の参加検討の方針を打ち出しております。T P Pに参加すれば食糧自給率が 40%から 14%まで下がることが見込まれ、国民の食料安全保障が脅かされるとともに、農業産出が半減し、農業を基盤とする地方経済への大打撃が必至であります。加えて農業・農村の持つ多面的な機能が損なわれるなど、断固反対するものであります。

そこで、国内農業等への影響であります。農水省試算ですと、国内農業生産減少約 4 兆 1,000 億円減、国内総生産（GDP）の減少約 9 兆円減、就業機会の創出約 340 万人分減、食糧自給率の低下、40%から 14%減になります。以上のような影響が考えられております。そこで J Aでも米の需給調整対策と戸別補償制度に対する要請を出しております。1 番目は、国の緊急需給対策の早期実施。2 番目、今後の転作拡大に対応できる十分な予算確保と仕組みの確立。3 番目、農家の再生産コストを賄う万全な所得補償制度の確立。それから、戸別所得補償制度に対する J Aグループの五つの提案が出されております。一つ目が、多面的機能の発揮に向けた政策の確立。二つ目が、米の需給価格安定対策の確立。三つ目、生産振興と所得確保を図る品目別政策の確立。四つ目、担い手の育成・確保と経営安定を目指す政策の確立。五つ目、国・行政が主体となる戸別所得補償制度に係る推進実施体制の確立。経済と日本の環境は今、農家経済を圧迫しております。まだ具体的に決まったわけではありませんが、もし T P P加盟の方向に動くとしたら、農家の意見を聞いた上で T P Pに対応していただきたい。T P Pに対して市長の見解を伺います。

さらに関連して、11 月 30 日新聞報道によれば、平成 22 年度生産目標適正数量が 812 万トンであり、平成 23 年度の生産目標適正数量が 795 万トン、率にして 2.2%減、数量にして 17 万トン減が新聞報道されました。よって今、県においては転作格差是正について水田農業協議検討委員会の中で協議されて、11 月末に結論が出されるようでございます。12 月に秋田県知事に報告されますが、今年度のかかほ市転作率が 31.3%であり、県平均が 36.7%であります。よって、仮に 3%転作増となれば約 5%弱で来年度作付面積が低くなりますが、このような状況の中で市として農業者の皆さんの支援策はどうされるのか伺います。

二つ目に、指定管理者制度についてであります。平成 23 年度実施となっているものがありますか。あるとすれば何件ぐらいありますか。相手のあることなので、時間をかけて市民が納得する方法で再検討していく必要があるのではないかと考えます。市長は、どう考えているか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは飯尾議員の御質問にお答えをいたします。

始めに、T P P（環太平洋経済連携協定）の阻止についてでございます。さきに質問されました村上議員への答弁と重なる部分がございますが、御質問にお答えをいたします。

まず、貿易立国である日本が厳しい国際競争を勝ち抜いて強い経済を実現するために、関係国との経済連携も理解されるところであります。国の基盤をなす農業・農村が壊滅的な打撃を受け、崩壊につながるような、また、日本農業の将来像も示すことなく参加することには反対でありますし、また、国民の理解も得られるものではないと思っております。

国は平成 22 年 3 月、今年の 3 月でございますが、農業・農村の繁栄なくして国家の繁栄はない

とし、農業・農村の危機的状況を打開し、食と地域の再生を図るための指標として、新たな食料・農業・農村基本計画を策定しました。その計画の中では、食料・農業・農村政策を国家戦略と位置づけて、政府一丸となって施策を推進していくとしております。この施策の根幹となる戸別所得補償制度は平成 23 年度から本格実施されますが、まずはこの制度がしっかりと機能し、持続的に、あるいは安定的に農家が農業に取り組める環境を確立していくことが最も重要であると考えております。国では T P P 参加の検討に入るとしてありますが、これまでの食料・農業・農村政策は、参加のための対策ではないことを国は十分認識する必要があります。仮に参加を検討するにしても、日本農業の再生とあわせ、食糧自給率の向上や食料安全保障の対応策を示した上で、現場の状況や意見を取り入れたものでなければならないと考えております。

次に、生産目標数量と農家支援についてであります。12 月 1 日に平成 23 年産米の都道府県別生産数量目標が発表されましたが、秋田県には 44 万 420 トンの配分で、前年比 2 万 1,450 トンの減、率にして 4.6%と、全国最大の削減率となっております。また、これをもとに市町村に配分されることとなりますが、市政報告でも申し上げたように、県の米政策推進協議会の専門部会では、先般、転作率の高い地域と低い地域、双方が利害を超えた歩み寄りで平成 25 年度までにその格差を段階的に半減する方針が了承されたところであり、最終的にこの方法で決着するものと考えております。したがって、にかほ市の配分は格差縮小を含めて、平成 23 年の転作率は約 35%になる見込みであると考えております。

今後は平成 23 年度から本格導入される戸別所得補償制度の加入と県の農林漁業振興臨時対策基金の事業と歩調を合わせながら、経営規模の拡大や野菜や花きなど収益性の高い部門への取り組み支援をさらに充実してまいりたいと思っております。

また、米の所得補償、畑作の所得補償、そして水田転作の所得補償交付金を最大限活用するために、今年度同様に地域ぐるみで進めてまいりたいと思っております。そして、大豆などの作物は品質加算も行われることから、品質向上につながる排水対策などを支援し、これまで進めてきた規模拡大や効率化、複合化の一層の推進を図ってまいりたいと思います。

次に、指定管理者制度についてであります。第二次にかほ市行財政改革大綱では、平成 23 年度中に指定管理者制度に移行するものとして 11 施設が対象となっております。これら 11 施設については、これまで指定管理の是非などと実現としての移行可能時期を探っているところであります。

しかしながら、施設の中には耐震化補強が必要なもの、あるいは改修工事を平成 23 年度以降に行わなければならない施設などもございますので、現状では平成 23 年中の移行が難しいと思われる施設もあります。行財政改革大綱では、特に担当課で市民のニーズを的確に把握し、施設管理計画を策定後、速やかに指定管理の手続に入るとしてあります。民間活力を導入して経費の節減を図り、よりよい市民サービスを行うことを目的とした指定管理者制度は推進していかなければなりません。ただ単に画一的な移行作業を行うのではなく、同じく行財政改革大綱にあるように、指定管理化によるコスト削減や市民サービスの向上につながらないと判断される場合には、指定管理そのものの計画を再検討することとしてあります。したがって、文化施設をはじめとして単なる経済性、効率性重視の運営は慎重な検討が必要であり、施設の設置目的や特性を配慮して、個々のケー

スに応じたふさわしい管理者の選定が大事だと思っております。

以上申し上げましたように、多少の時間をかけての指定管理者の選考も視野に入れながら、適切な管理運営方法を模索して運用していきたいと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 8番飯尾明芳議員。

●8番（飯尾明芳君） 少しだけ再質問させていただきます。

生産目標数量配分による増加率であります。秋田県の平成23年度生産目標数量による転作面積増加率が2.9%、秋田県の平成23年度産米の平均転作率が39.6%で、平成22年度秋田県水田台帳面積が12万7,250ヘクタール、平成23年度産転作面積が5万390ヘクタールあります。その算式ですが、5万390割る12万7,250ヘクタール、イコール39.6%であります。そこで予想される転作増加面積であります、平成22年度産転作率がにかほ市で31.2%、にかほ市転作率が31.2%プラス3.8%でありますので、35.0%であります。増加面積が約120ヘクタールであります。仮定であります、JAの試算によれば120ヘクタール掛ける1反歩あたり平均数量が7.5俵掛ける1俵60キログラム1万円として、イコール9,000万円収入減になる予想でございます。

また、主な転作物の転作強化に伴う振興作物として、平成22年度で大豆が163ヘクタール、ソバが景観形成作物を入れて45.1ヘクタール、菜種油が11.7ヘクタールであることから、これらの加算助成、もしくは支援対策について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、農林水産課長。

●農林水産課長（金子勇一郎君） 大豆とソバ、菜種の転作面積増に対しての取り組みの支援ということですが、先ほど市長のほうからもありましたけども、来年の戸別所得補償に関しては、収量に対する加算というものが新しく制度化されております。今まではですね作付をして収穫することによって制度の恩恵を受けてまいりましたけれども、来年からは、そこからですね品質の高い、また、収量を多くということが義務づけられますので、それらに対する作付支援というものを中心にやっていきたいというふうに考えております。

その単価については、できれば昨年同様、県の今回できました新しい基金事業、そういったもの、あるいは国の制度というものを使ってですね、できるだけ大きな変動を生じないように支援していきたいと思っております。

【8番（飯尾明芳君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） これで8番飯尾明芳議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変御苦労さまでした。

午後1時47分 散会